

高知くらしの護身術

466

架空請求

金銭さまざまに要求

(2018年5月15日掲載原稿)

全国の消費生活センターで、はがきやメールで届く架空請求についての相談が急増しています。

【事例1】「法務省管轄支局」と名乗るところから「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」と題して、「貴方の利用されていた契約会社から契約不履行による民事訴訟として訴状が提出されました」「連絡がない場合は、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行する」と書かれたはがきが届いた。

【事例2】携帯電話のショートメッセージサービス(SMS)に大手通販業者名で、「未納料金を滞納しています。連絡無き場合は、法的手続きに移行します」という内容のメールが届いた。

はがきやメールによる架空請求の手口は、「民事訴訟」「差し押さえ」「滞納」「法的手続き」など、不安をおおる言葉を書き並べる▷連絡期日を短く設定することで、考える時間を与えず慌てて電話をかけさせたり、実在する事業者をかたって誤認に乗じて連絡させたりし、高額な金銭を要求する—といったものが多く見られます。

また金銭を支払わせる際、口座振り込みだけでなく、コンビニに誘導して通販サイトのギフト券を購入させ、その番号を聞きとる▷相手方が持っているチャージタイプのギフト券の代金支払番号に、コンビニのレジから支払わせる—など、さまざまな方法が使われています。

身に覚えのない請求に応じる必要はありません。相手方に連絡すると、新たな個人情報を知られることとなります。不明な点があったり、不安に思ったりしても、相手方には連絡せず、消費生活センターや市町村の窓口に相談しましょう。